

フランス共和国の司法制度

第1 裁判所・裁判官

1. 裁判所

フランスの裁判所組織の基本的な特徴は、司法権に属する司法裁判所のほかに、行政権に属する行政裁判所の二つの類型を有するところにある。

司法裁判所には、破棄院(Cour de cassation)や控訴院(Cour d'appel)、重罪院(Cour d'assises)、大審裁判所(Tribunal de grande instance)等がある。また、行政裁判所には、最上級裁判所であるコンセイユ・デタや行政控訴院、地方行政裁判所がある。その他には、司法裁判所にも行政裁判所にも属さないものとして、憲法裁判所である憲法院(Conseil constitutionnel)などがある。

(1) 憲法院(Conseil constitutionnel)

パリに1庁設置されており、裁判官9人全員の合議による審理が行われる。

議会の議決後、大統領による審査・署名前の法律に対する違憲審査、大統領選挙の選挙管理、大統領及び国会議員の選挙に関する裁判等を行う。司法権にも行政権にも属しない機関である。

(2) 司法裁判所

ア 小審裁判所(Tribunal d'instance)

各地に473庁設置されており、その管轄は次のとおりである。

(ア) 訴額5万フラン以下の民事事件の第一審を管轄する。単独裁判官による審理が行われる。

(イ) 刑事事件については、法定刑が2万フラン以下の罰金である刑事事件の第一審を管轄する。単独裁判官による審理が行われる。小審裁判所の刑事部は、一般に違警罪裁判所(Tribunal de police)と呼ばれている。

イ 大審裁判所(Tribunal de grande instance)

各地に181庁設置されており、その管轄は次のとおりである。

(ア) 訴額が5万フランを超える民事事件の第一審を一般的に管轄する。3人の裁判官の合議による審理が原則だが、単独裁判官による審理も行わ

れる。各県に少なくとも1庁は設置されている。

なお、特許侵害訴訟第一審は、パリ等の10庁の大審裁判所のみで審理され、第二審も、第一審と対応する10庁の控訴院で審理される。

(イ) 刑事事件については、法定刑として10年以下の拘禁刑又は2万5,000フランを超える罰金が定められている犯罪に係る刑事事件の第一審を管轄する。原則として、3人の裁判官の合議による審理が行われる。大審裁判所の刑事部は、一般に軽罪裁判所(Tribunal correctionnel)と呼ばれている。

(ウ) また、大審裁判所には予審判事(juge d'instruction)が配置されている。予審判事は、重罪に対しては義務的に、軽罪及び違警罪に対しては任意的に予審を行う。予審においては、犯罪の証拠収集及び犯罪者の特定を行い、罪名を決定し、事実審理を管轄する各裁判所に当該事件を送付するか否かの決定を行う。その他、予審対象者に対する勾留の決定、保釈の許否等の決定を行う。

ウ 重罪院(Cour d'assises)

各地に99庁設置されており、法定刑として10年を超える拘禁刑が定められている犯罪に係る刑事事件の第一審を管轄する。3人の裁判官及び9人の陪審員による審理が行われる。裁判官は控訴院裁判官1人(裁判長)及び大審裁判所裁判官2人である。有罪の認定には8名以上の多数決が必要であり、量刑については原則として7名以上の多数決で決められる。テロ犯罪や麻薬取引に関する事件については、7人の裁判官による審理が行われ、陪審員はこれに関与しない。

重罪院には16歳以上18歳未満の少年の重罪事件を審理する少年重罪院(Cour d'assises de mineurs)が設置されている。構成員は、裁判長と2人の陪席裁判官及び9人の陪審員であるが、2人の陪席裁判官は可能な限り少年係判事(juge des enfants)から選任される。

エ 控訴院(Cour d'appel)

各地に33庁設置されており、第一審裁判所の判決に対する上訴審(地方行政裁判所、重罪院を除く。)である。原則として3人の裁判官の合議による審理が行われる。破棄差戻事件については5人の裁判官の合議によ

る審理を行う。事実問題及び法律問題を審理する。

控訴院には、民事部、刑事部、社会部及び重罪公訴部が設置されている。重罪公訴部では、予審判事の決定に対する上訴、重罪についての第2段階の予審（重罪院に事件を送致するか否かの決定）等を行う。

オ 破棄院(Cour de cassation)

パリに1庁設置されており、下級裁判所の判決に対する例外的不服申立てである破棄申立てを管轄する。7人以上の裁判官で構成される民事部（3か部）、商事部、社会部及び刑事部による審理が通常であるが、25人の裁判官で構成される全体部又は13人から25人までの裁判官で構成される合同部において審理されることもある。

事実審判決について破棄理由があると思料する当事者は、当該判決をなした裁判所の審級に関わりなく、破棄院に破棄申立てをすることができる。法律問題のみを審理の対象とするが、違憲審査権はない。下級裁判所は、民事事件の手続の途中で法律問題につき破棄院に意見を求めることができ、破棄院は3か月以内にこれに対する意見を表明しなければならない。

カ 少年裁判所(Tribunal pour enfants)

各地に133庁設置されており、少年の犯した軽罪及び第5級違警罪と16歳未満の少年の犯した重罪事件の第一審を管轄する。少年係判事1人（裁判長）及び少年問題の有識者2人（陪席裁判官）により審理される。

キ 商事裁判所(Tribunal de commerce)

各地に227庁設置されている。商行為、商人間の紛争関係の事件及び企業等の倒産手続を管轄する。商人により選挙された3人の非職業裁判官の合議による審理が行われる。商事裁判所が設置されていない地区は、大審裁判所で審理が行われる。

ク 労働審判所(Conseil de prud'hommes)

各地に270庁設置されている。労働契約上の個別的紛争事件を管轄する。使用者及び労働者双方から選挙された非職業裁判官（任期5年、再任可）の合議による審理が行われる。工業、商業、農業等の業種ごとに部が設置されている。調停前置主義が採られており、各部における調停部での調停が成立しなかったときには、事件は判決部に送付される。

判決の評議は過半数によるが、可否同数の時は後続の弁論に延期され、裁定裁判官の介入が求められる。裁定裁判官は、当該労働審判所の所在地を管轄する小審裁判所の裁判官で、毎年控訴院長により任命される。新弁論期日を開いた上で、裁定裁判官を含む全審判官の評議の後に判決を下すのが原則であるが、陪席審判官が全員そろわない場合には、出席審判官の意見を聴取した後、裁定裁判官が単独で判決を下す。

ケ その他の司法裁判所

農地の賃貸借に関する紛争を扱う農事賃貸借同数裁判所、社会保障関係の事件を扱う社会保障裁判所がある。

(3) 行政裁判所

ア 行政控訴院 (Cour administrative d'appel)、地方行政裁判所 (Tribunal administratif)

地方行政裁判所は、行政事件一般の第一審を管轄する。原則として3人の裁判官及び論告担当官1人による審理である。行政控訴院は、地方行政裁判所の判決等に対する上訴審を管轄する。

イ コンセイユ・デタ (争訟部) (Conseil d'État)

パリに1庁設置されており、行政控訴院の判決に対する上告審 (一部の事件については、地方行政裁判所の判決に対する控訴審) である。合計約300人の評議官、調査官及び聴聞官で構成される。コンセイユ・デタの判決に対しては、いかなる上訴も許されない。

地方行政裁判所等の土地管轄が及ばない外国で生じた争訟、大統領のデクレ (政令) 等に基づく政府の委任立法に関する取消訴訟、行政行為解釈及び適法性審査訴訟、大統領のデクレによって任命された上級公務員の地位に関する争訟等について、第一審かつ最終審として管轄する。

コンセイユ・デタの争訟部、行政控訴院及び地方行政裁判所により行使される行政裁判権は、司法裁判権から完全に独立し、行政権の一部として位置付けられ、行政裁判所の裁判官も行政官の一部であると位置付けられている。

(4) その他の裁判所

司法、行政両系統の裁判所間の権限争議を裁判する権限争議裁判所

(Tribunal des conflits)、大臣の犯罪を扱う共和国法院、戦時にのみ設置される軍事地方裁判所がある。

2. 裁判官(juge)

司法裁判所の裁判官は、検察官と同一の職業集団としての司法官(magistrats)を構成し、両者の間ではかなり頻繁な異動がある。国立司法学院(ENM)の卒業生から任命され、定年までその職にとどまるキャリアシステムが採用されているが、大学教授や弁護士、公務員から直接採用される道もある。

裁判官の人事に際しては、昇進委員会(Commission d'avancement、破棄院長、同院検事長、司法省代表者、及び司法官から選出された複数委員で構成される。)司法官職高等評議会(Conseil Supérieur de la Magistrature、大統領、司法大臣及び破棄院判事等の中から大統領により任命される複数委員により構成される。)が大きな権限を有する。4段階の階級が定められ、例えば小審裁判官・大審裁判官(2級) 大審裁判所長・控訴院裁判官(1級1段) 控訴院部長(1級1段) 控訴院長・破棄院裁判官(特級)と昇進していく。

なお、行政裁判所の裁判官は、司法官ではなく、あくまでも行政官として位置付けられており、その任用についても、中核部分は中央官庁等の最上級公務員と同じ国立行政学院(ENA)の卒業生から行われている。のみならず、裁判官に任用された後も、一定期間、他の行政官庁に出向することが制度化されている。

3. 裁判官以外の裁判所職員等

(1) 書記官(greffier)と主任書記官(greffier en chef)

書記官は、裁判所の書類の作成と保管の任に当たり、主任書記官は、主として司法行政を担当する。

(2) 執行士(huissier de justice)

日本の執行官に相当し、当事者間の呼出状や判決を送達し、判決の執行を確保する。資格としては、法学士の称号を有し、2年間の研修を経て最終試験に合格しなければならない。

(3) 競売士(commissaire-priseur)

裁判所から委託された強制競売、任意競売を担当する。法学士の称号及び美術史又は歴史の一般教育免状を有し、2年の研修を経て最終試験に合格し

なければならない。

第2 検察官、検察局

1. 検察官(ministère public)

検察官の職務は、刑事事件を中心とし、司法警察による捜査を指揮し、公訴維持の可能性を検討し、起訴に関する裁量権を有する。公判においても、検察官の出席がなければ開くことはできず、証人等を尋問し、論告求刑を行い、判決を執行する。また、民事事件等でも、公益の代表者としての役割を担い、倒産手続において重要な役割を果たす。

裁判官と同一の職業集団を構成するが、裁判官同様の独立性保障は適用されず、各検察官は、階級上の上司に服従する義務を負う。

2. 検察局(parquet)

大審裁判所、控訴院及び破棄院にそれぞれ所属している。大審裁判所の検察局長は共和国検事(procureur de la République)と呼ばれ、その下に次席検事、首席共和国検事、共和国検事代理等がいる。事務局には、大審裁判所所属の書記官、主任書記官が勤務する。

控訴院及び破棄院の検察局長は、法院検事長(procureur général)と呼ばれる。

第3 弁護士・弁護士会

1. 弁護士(avocat)

弁護士の職務内容は以下のとおりである。

法律問題についての助言相談。契約書・定款等の法律文書の作成。

訴訟手続の各段階での審理への立会い、法廷での弁論。

(破棄院及びコンセイユ・デタを除き、すべての裁判所で活動可能)

当事者を裁判上代理し、訴訟文書の作成・提出。

(登録弁護士会の所在する大審裁判所の管轄地域内に限定)

2. 控訴院代訴士(avoué près la Cour d'appel)

控訴院において当事者を代理し、訴訟書類を作成する。控訴院における口頭弁論は弁護士の役割である。

3. コンセイユ・デタ及び破棄院弁護士(avocat au Conseil d'État et à la Cour de cassation)

法院弁護士(avocat aux Conseils)とも称され、司法・行政の各最高裁判所において弁護士及び代訴士双方の役割を果たす。弁護士として一定の経験と年齢が要件とされる。

4. 弁護士会

大審裁判所の所在地ごとに、弁護士の自治組織として弁護士会が置かれている。弁護士がその職務を行うには、必ず弁護士会に登録しなければならない。

弁護士会の職務を代表する機関として、弁護士会全国評議会(Conseil national des barreaux)が1993年に創設された。

第4 法曹養成制度

フランスでは、司法官(裁判官・検察官)と弁護士を別途に養成する制度を採用している。

1. 司法官

法学士又はそれに相当する学位を有する者から選抜試験に合格した者(合格者は毎年約200名、合格率約10%)が、国立司法学院(前掲)で2年7か月の研修を受ける。選抜試験には3回の受験制限があり、原則として27歳が年齢制限となっている。

研修期間中は、司法修習生(auditeur de justice)として給与を得る。研修修了前には、試験が行われるが、これは司法官としての成績順位(司法官は、この順位に従った任用が行われる。)を定めるもので、不合格者はほとんどいない。

2. 弁護士

各控訴院の管轄区域ごとに設けられている州弁護士研修センター(CRFP)で研修を受ける必要がある。同センターへ入所するには、法学士又は同等の学位を有し、試験に合格しなければならない。試験には3回の受験制限があり、合格率は20ないし30パーセントである。研修センターでの研修は1年間で、報酬はない。

研修生は、修了後、弁護士職適格証明(CAPA)の取得のための試験を受けるが、この試験にはほとんどの研修生が合格する。年間のCAPA取得者は、1,300

から 1,400 人程度である。

CAPA 取得者は、弁護士会に研修弁護士(avocat stagiaire)として登録し、主任弁護士のもとで 2 年間実務修習を行い(その権限は、通常の弁護士とほとんど同等である。) 研修会等へ出席しなければならない。実務修習後、研修センターから研修修了証明を得て、弁護士会に本登録する。

また、控訴院代訴士になるには、法学士の資格を有し、2 年間の研修を受けて最終試験に合格することが必要である。

第 5 裁判手続

1. 民事事件・行政事件

(1) 民事事件

大審裁判所での手続においては、必ず弁護士を選任しなければならず(弁護士強制主義) 法定額の範囲内における弁護士の報酬は、訴訟費用として敗訴当事者の負担となる。大審裁判所・小審裁判所での訴訟提起手数料は無料である。

ア 召喚状(assignation)の送達

原告は、執行官に依頼して、我が国の訴状に相当する召喚状を被告に送達することにより訴訟を開始する。召喚状が送達された後、いずれかの当事者が裁判所に召喚状の写しを提出することにより、事件が裁判所に係属する。

小審裁判所では、訴額 2 万 5,000 フラン以下の事件について、召喚状の送達に代わり、書記局への宣言で済ますこともできる(saisine simplifie、簡易な係属)。

イ 事前手続(instruction)

大審裁判所では、事件が係属すると、事前手続が行われる。事前手続においては、各当事者の弁護士間で、準備書面(conclusion)の送達や書証(pièces)の伝達(相手方に見せること)が行われ、また、証拠調べを命じる裁判があった場合には、証拠調べが実施される。

事前手続の方式としては、次の二つがある。

(ア) 短期回路(手続): 裁判長による協議期日だけが開かれる。準備書面

の交換と書証の伝達だけが行われ、証拠調命令や仮払命令を出すことができない。単純な事件で用いられる。

(イ) 長期回路(手続): 準備手続裁判官により行われる。準備手続裁判官には、手続の進行の監督、証拠調べの施行の監督等、広範な権限が与えられる。通常は、準備手続期日は開かれず、書面によるやりとりで手続は進行する。複雑な事件で用いられる。

事前手続において判決に適するまで準備がされると、事前手続終結命令(ordnance de clôture)がされ、弁論期日が指定される。右命令が出た後には、当事者は新たな主張や証拠を提出することはできない(失権効)。

ウ 弁論(débats)期日

弁論期日は、1期日で終了する。双方の弁護士は、口頭で、事件の概要、争点、証拠、法律問題等について弁論を行う。ただし、弁論要旨、書証等の書面を寄託するだけで、口頭での弁論を省略することもある。

弁論期日は、法廷、会議室、合議室、裁判官室等で開かれ、書記官は冒頭の数分間以外は、通常立ち会わない。

エ 判決

弁論期日後に終局判決がなされるが、事件によっては、鑑定を命じる中間判決がされ、再度の事前手続において、準備手続裁判官の監督の下で鑑定がされ、二度目の弁論期日後に終局判決がされることもある。

事件の約7割は、本案判決により終局する。

オ レフェレ(référé)

日本における仮の地位を定める仮処分と類似したフランス特有の制度である。事案によっては、本案提起前の証拠保全的機能も有する。

レフェレの手続では、相手方を呼び出し、公開の弁論を開いて審理がされ、通常1回の弁論期日で審理が終了する。

レフェレは仮の性格を有するにすぎず、本案訴訟の結論を拘束しないが、実務では、レフェレの発令後、本案訴訟が提起されることは少なく、レフェレの申立件数も非常に多い。

カ 書証の重視

裁判上の証拠としては、書証が重視され、我が国と異なり、人証の取調

べが行われることはまれである。書証は、事前手続の段階で当事者間で伝達されるが、裁判官が書証を見るのは、弁論後に書証が裁判所に寄託された段階である。また、鑑定(expertise)が多用されているのも特徴である。

(2) 行政事件

フランスにおける行政裁判権は行政権に属し、司法裁判所とは別個独立の裁判組織を形成している。

ア 行政訴訟の種類

請求の性質により、四つの類型に分類される。

(ア) 取消訴訟

行政決定について、その違法性を理由として取消しを求める訴訟である。

(イ) 完全審理訴訟

行政行為の適法性の審査のみならず、原告の権利を確定し、法規等に違反してなされた行政行為の効果に関して、原状回復・損害賠償等の措置にまで完全に裁判所が裁判する訴訟である。

(ウ) 行政行為解釈及び適法性審査訴訟

司法裁判所に係属した事件において、行政行為の解釈や適法性が争点となったとき、行政裁判所に移送してその判断を求める訴訟である。

(エ) 処罰訴訟

公物管理違反罪について、行政裁判所が罰金刑を科する訴訟である。

イ 審理手続

訴訟は、行政庁の行為を前提とし、原告が、損害を発生させた行政決定の存在を立証しなければならない。

出訴期間は、原則として2か月で、審理に当たっては職権主義的書面審理主義がとられている。

2. 刑事事件

(1) 訴追権者

ア 検察官

検察官は、訴追機関として公訴権を行使し法律の適用を求める。

検察官は、起訴便宜主義の下、起訴・不起訴を自由に決定し(約7割が起訴猶予で終結する。)その決定についていかなる責任も問われない。

イ 被害者

被害者は、私訴原告として予審判事に予審開始請求ができるほか、被告人を直接裁判所（軽罪裁判所）に呼び出すこともできる。

被害者は、当該犯罪から生ずる民事不法行為責任について、刑事手続において同時に損害賠償請求ができる（附帯私訴、*action civile*）。

(2) 予審制度 (*instruction préparatoire*)

予審裁判所は法律上いつでも事件を係属させることが可能であるが、係属させることができる事件は重大又は複雑な事件に限られる（ただし、予審裁判所は例外を除き自ら事件を係属させることはできず、訴追の対象となる事実は検察官又は附帯私訴原告によって付託されなければならない。）。

予審裁判所には、予審判事による予審と控訴院重罪公訴部による予審の2段階がある。予審は、違警罪及び軽罪事件では任意的であるが、重罪事件では必要的である。

ア 予審判事 (*juge d'instruction*) による予審

大審裁判所ごとに予審判事が置かれ（大審裁判所裁判官が担当する。）証拠を収集し、被疑者の尋問を行い、被疑事実が公訴提起に十分か否かを審査する。捜査に際しては、自らあらゆる証拠調べができるほか、司法警察の助力を求めることもでき、勾留・保釈等の決定権限も有する。

捜査が終了すると、予審判事は、免訴とするか、管轄の裁判所へ送致するかを決定する。重罪事件について犯罪の嫌疑があると判断された場合には、控訴院重罪公訴部への送致が決定される。

イ 控訴院重罪公訴部 (*Chambre d'accusation de la Cour d'appel*) による予審

控訴院重罪公訴部は、控訴院の一部局で、予審判事からの送致を受け、3名の裁判官による書面審理により審査する。犯罪の嫌疑なしと判断すれば免訴を命じ、犯罪の嫌疑があると判断した場合には判決裁判所（重罪院、違軽裁判所、軽罪裁判所）への移送決定をする。これにより、被疑者は以後「被告人」となる。

(3) 判決裁判所における公判手続

公判は、公開主義、口頭弁論主義、対席主義で行われる。弁護士代理は、原則として必要ではない（ただし、重罪院においては、弁護士による被告人

の補佐は原則として義務的である。)。重罪院、少年重罪院においては、国民から選出された陪審員が審理に参加するが、陪審員は、裁判官と共に審理を行うという、実質的には参審制がとられている。

なお、予審における一件記録については、検察局を通じて判決裁判所へ送付され、担当裁判官は、あらかじめそれらの記録を吟味した上で審理に臨むこととされている。

手続は、被告人、証人、鑑定人等の尋問（裁判所が職権で尋問し、検察官及び弁護士は補充的に発問する。重罪院では陪審員も質問できる。）、弁護士の弁論、検察官の論告、被告人本人の弁論・陳述及び判決（重罪院では判決に際し、陪審員による評議・評決が行われる。）の順で行われる。

違警罪裁判所においては、簡易・迅速な処理のため、略式手続 (procédure simplifiée) 及び定額罰金制度 (amende forfaitaire) の二つの手続が設けられている。

3. 家事事件

離婚事件は、大審裁判所が管轄し、家事事件裁判官 (juge aux affaires familiales) により審理される。合意離婚、破綻離婚、有責離婚の3種類がある。

(1) 合意離婚

夫婦共同申立離婚（協議離婚と訳されていることもある。）と夫婦一方申立て・他方受諾離婚（認諾離婚と訳されていることもある。離婚することについては一致しているが、条件等について一致しない場合の離婚）に分けられる。なお、合意離婚の場合も、その審理中に、裁判官によって和解の試み (tentative de conciliation) が義務的に行われる。

ア 夫婦共同申立離婚：夫婦が合意案を作成し、裁判官が承認する。妻や子の利益のためには、認可を拒否することもできる。

イ 夫婦一方申立て・他方受諾離婚：裁判官が条件を定める。

(2) 破綻離婚・有責離婚

裁判上の審理に入る前に、裁判官によって和解の試み (tentative de conciliation) が義務的に行われる。和解不調の場合、裁判官は、判決が既判力を生じるまでの仮の措置 (mesures provisoires) を定める。審理は非公開で、立証方法は自由とされている。

4. 少年事件

被疑者が18歳未満の事件については、少年係判事、少年裁判所及び少年重

罪院が管轄する。

(1) 少年係判事(Juge des enfants)

単独で、軽罪、第5級違警罪の予審及び審判（非公開）を行う。大審裁判所裁判官の中から、少年問題に対する関心及び適性を考慮して、任期3年で選出される。

少年裁判官は、自ら単独で判決することもでき（非公開）、事件を少年裁判所に移送することもできる。ただし、自ら判決する場合には、教育的又は監護的措置のみしかとることができず、保護施設等への収容はできない。

(2) 少年裁判所(Tribunal pour enfants)

少年が犯した軽罪及び第5級違警罪、並びに16歳未満の少年が犯した重罪を管轄する。少年係判事が裁判長となり、参審員2名（少年問題に関する有識者から選出）が加わる合議制で審理される。

13歳以上の少年に対しては、刑事処分を言い渡すこともできる。

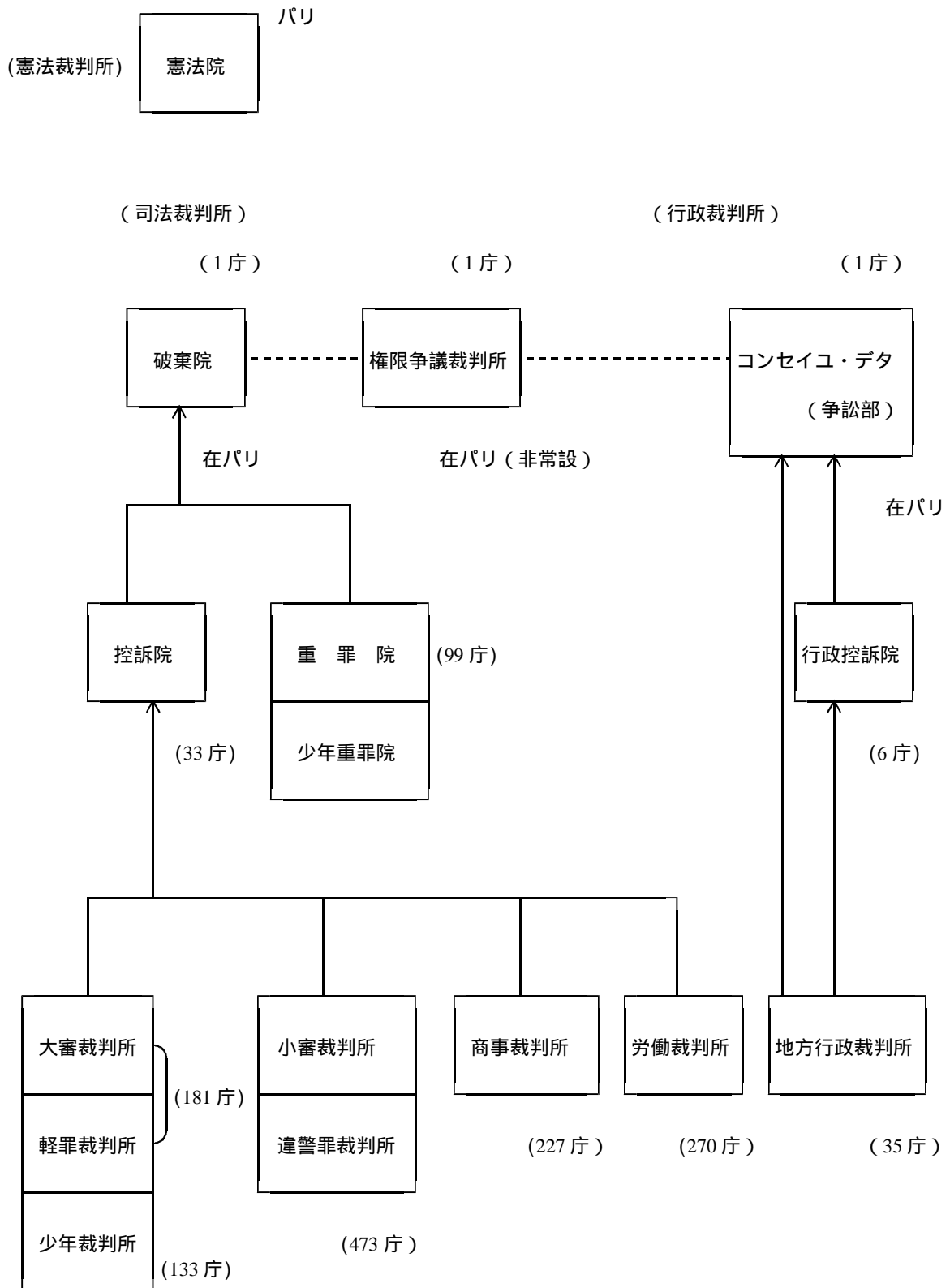
(3) 少年重罪院(Cour d'assises des mineurs)

16歳以上18歳未満の少年が犯した重罪を管轄する。3名の職業裁判官（うち2名は少年係判事）及び9名の陪審員で構成される。

第6 裁判外紛争処理(ADR)

消費者倒産処理手続について ADR が利用されている。フランスの消費者倒産処理は、県長官、県財務官、県税務部長、消費者代表、金融機関代表、フランス銀行支店の代表で構成される過剰債務審査委員会(commission de surendettement)における調停手続及び勧告手続によって一次的に処理され、裁判所は、その手続に一定程度しか関与しない。

フランス共和国の裁判所審級図



ドイツ連邦共和国の司法制度

第1 裁判所・裁判官

1. 裁判所

ドイツには、連邦憲法裁判所、その他の連邦の裁判所、州の裁判所が設置されている。

裁判権は、基本的には通常、行政、労働、社会及び財政に区分され、この区分に従って設置される州の裁判所が下級審、連邦の裁判所が最終上訴審となる。

なお、連邦憲法裁判所は、基本法上、立法及び行政機関と対等かつ独立の機関として設置され、州憲法により設置される州の憲法裁判所とは通常の審級関係にはない。

(1) 憲法裁判権に属する裁判所

ア 連邦憲法裁判所(Bundesverfassungsgericht)

(ア) 管轄

a. 法令審査

連邦若しくは州政府又は連邦議会議員の3分の1以上の申立てがあった場合、具体的権利侵害の有無に関わらず、連邦法又は州法の基本法適合性を審査する(抽象的法令審査)。また、連邦憲法裁判所以外の裁判所に係属中の事件に対し適用される法律の基本法適合性が疑われる場合、当該裁判所は、手続を中断し、連邦憲法裁判所の審査を求めなければならない。連邦憲法裁判所はこの審査を行う(具体的法令審査)。

b. 憲法異議の申立てに対する審査

公権力により基本権を侵害された者又は自治権を侵害された共同体からの直接の憲法異議申立てにより、侵害行為の原因となった法律、規則、行政行為等の基本法適合性を審査する。ただし、原則として、裁判上の救済手段が尽くされていることが条件である。

c. その他

連邦の最高機関相互の基本法の解釈に関する争訟、連邦と州の間の

権利義務に関する争訟、その他の法的手段をとり得ない連邦と州との間、州相互間又は州内部の公法上の争訟、政党の基本法適合性の審査、連邦大統領に対する訴追事件及び連邦裁判官に対する弾劾事件の審査等を行う。

(イ) 審理方式

2 箇部より成り、1 箇部は裁判官 8 人で構成される。審理は原則として各部の 8 人の裁判官の合議制で行われるが、事案により連合部で審理することができる。なお、憲法異議の予備審査は 3 人の裁判官の合議制で行われる。

イ 州の憲法裁判所

多くの州は、憲法裁判所 (Verfassungsgerichtshof 又は Verfassungsgericht) 又は州裁判所 (Staatsgerichtshof) 等の名称で独立した憲法裁判所を設置している。

州の憲法裁判所は、州憲法に関して連邦憲法裁判所と同様の機能を有する。審理には名誉職裁判官が関与する場合がある。

(2) 通常裁判権に属する裁判所

民事 (商事、家事事件等を含む) 及び刑事 (少年事件を含む) 事件を審理する。

ア 区裁判所 (Amtsgericht)

(ア) 管轄

- a. 民事事件：訴額 1 万マルク以下の金銭請求事件、家屋賃貸借関係事件、運輸、旅行、海運等関係訴訟、公示催告事件等の第一審である。督促事件、強制執行事件、倒産事件につき専属管轄となり、強制執行事件を審理するときは強制執行裁判所 (Vollstreckungsgericht)、倒産事件を管轄するときは、倒産裁判所 (Insolvenzgericht) と呼ばれる。
- b. 刑事事件及び少年事件：4 年を超える自由刑が予想される事件、裁判所構成法で地方裁判所又は高等裁判所が第一審管轄権を有すると定められている事件及び検察官が特に地方裁判所に起訴した事件等を除く刑事事件及び少年事件の第一審である。
- c. 家事事件：親子関係事件、婚姻関係事件、扶養事件等の家事事件 (専属管轄) の第一審である。

(イ) 審理方式

- a. 民事事件については、単独制がとられている。
- b. 刑事事件については原則として職業裁判官 1 人と参審員 2 人で審理され、この裁判体を参審裁判所 (Schöffengericht) という。ただし、一定の軽微な事件の場合には、職業裁判官が単独で審理するが、この場合を刑事裁判官 (Strafrichter) という。
- c. 家事事件は職業裁判官 1 人で審理される。
- d. 少年事件のうち教育処分、懲戒処分又は 1 年以下の少年刑に当たる事件は、区裁判所裁判官が単独で審理するが、この場合を少年係裁判官 (Jugendrichter) という。その他の事件は、1 人の職業裁判官及び男女各 1 人の少年参審員により審理され、この裁判体を少年参審裁判所 (Jugendschöffengericht) という。

イ 地方裁判所 (Landgericht)

(ア) 管轄

区裁判所の管轄に属さない民事事件についての一般的第一審で、訴額が 1,500 マルクを超える区裁判所の民事事件判決に対する控訴審である。

なお、特許侵害訴訟第一審は、専門部を有するミュンヘン等の 12 庁の地方裁判所のみで審理され、その中のデュッセルドルフ地方裁判所は、全ドイツの特許侵害訴訟について競合管轄を有している。

刑事事件については、区裁判所又は高等裁判所の管轄に属さない短期 1 年以上の自由刑に当たる罪や 4 年を超える自由刑が予想される事件の第一審及び区裁判所の刑事裁判官・参審裁判所の判決に対する控訴審である。

少年事件については、刑事事件と同程度の少年事件の第一審、区裁判所の少年係裁判官及び少年参審裁判所の判決に対する控訴審である。

(イ) 審理方式

民事事件については、原則として 3 人の職業裁判官により審理される。ただし、事案が困難でないとき等は単独裁判官で審理しなければならないとされている。また、一定の民事事件について当事者が希望する場合には 1 人の職業裁判官と 2 人の名誉職裁判官で審理される (商事部)。

第一審の刑事事件は、3人の裁判官及び2人の参審員で構成される大刑事部で、控訴審の刑事事件は、裁判官（裁判長）と参審員2人で構成される小刑事部で審理される。

第一審の少年事件は、3人の裁判官と男女各1人の参審員で構成される大少年裁判部で審理され、少年係裁判官の判決に対する控訴審は、裁判官（裁判長）と参審員2人で構成される小少年裁判部で審理される。

ウ 高等裁判所 (Oberlandesgericht)

(ア) 管轄

地方裁判所の民事事件判決及び区裁判所の家事事件のうち、同裁判所に設置される家庭裁判所の判決に対する控訴審である。

地方裁判所が控訴審として下した刑事事件判決に対する上告審である。また、平和に対する罪、反逆罪等の重大刑事事件の第一審である。

(イ) 審理方式

原則として3人の裁判官の合議制がとられる。ただし、一定の民事事件については単独制となり、第一審として重大刑事事件を審理する場合には5人の裁判官の合議制がとられる。

エ 連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof)

(ア) 管轄

各州の高等裁判所及び地方裁判所の判決等に対する最終上訴審（法律審）である。高等裁判所の民事事件判決については、訴額が6万マルクを超える事件、又は高等裁判所が特に上告を許可した場合に限られる。また、地方裁判所の民事事件判決に対する飛躍上告を審理する。刑事事件については、高等裁判所が第一審として判決した事件、及び地方裁判所が第一審とした判決で高等裁判所が管轄しない事件について上訴管轄権を有する。

連邦裁判官等の任命の無効・撤回、懲戒、転任等の審理は、連邦通常裁判所の特別部で行われるが、この特別部は服務裁判所 (Dienstgericht) と呼ばれる。

(イ) 審理方式

通常は5人の裁判官で構成される各部で審理されるが、長官及び8人

の裁判官から成る民事拡大部若しくは刑事拡大部、又は長官と民事及び刑事拡大部の全員から成る連合拡大部で審理されることがある。

服務裁判所で審理される場合は、3人の連邦通常裁判所裁判官及び2人の非常任裁判官で審理される。

オ 連邦特許裁判所 (Bundespatentgericht)

連邦特許裁判所が、第一審として、特許官庁の審判に対する抗告事件、特許出願物の無価値宣言等に関する紛争等の特許関係事件（特許侵害訴訟を除く。）を取り扱う。決定に対しては、連邦通常裁判所に上告できる。

一般的には法律裁判官と技術裁判官の合議制で審理に当たるが、構成体の人数は、事件により異なる。

(3) その他の裁判権に属する裁判所

各裁判権に属する裁判所は、それぞれ上告審たる連邦裁判所を頂点とした独立の審級体系を有しており、名誉職裁判官が職業裁判官と共に審理に当たることが多い。

ア 労働裁判所 (Arbeitsgericht)

労働組合と雇用者側との間に締結された労働協約に関する民事上の紛争、個々の労使関係から生じた民事上の紛争、労働者間の紛争等の労働関係事件を取り扱う。

第一審の労働裁判所及び高等労働裁判所では、1人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官（労使の代表各1人）により、連邦労働裁判所では、3人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官（労使の代表各1人）により、拡大部の場合は、6人の職業裁判官及び4人の名誉職裁判官（労使の代表各2人。ただし、事件によっては、10人の職業裁判官及び6人の名誉職裁判官（労使の代表各3人）の場合がある。）によりそれぞれ審理される。

イ 行政裁判所 (Verwaltungsgericht)

行政裁判所は、他の裁判所の管轄の定めがある場合及び憲法上の争訟の場合を除く一切の公法上の争訟について裁判を行う。すなわち、地方自治法、選挙法、警察法、公務員法、交通法、教育法、建築法等の公法関係の紛争事件を一般的に取り扱う。ただし、憲法（基本法）に関係する行政事件は、州の憲法裁判所が取り扱う。連邦官庁に係る事件であっても、

州の行政裁判所が取り扱うことが可能である。一般職の連邦公務員の分限及び懲戒事件については、第一審として連邦懲戒裁判所(Bundesdisziplinargericht)により審理されるが、これに対する上告事件は、連邦行政裁判所が審理する。

各州には、行政事件を担当する第一審裁判所として行政裁判所が、行政裁判所の裁判に対する控訴審として高等行政裁判所がある。高等行政裁判所の裁判に対する上告審として連邦行政裁判所がベルリンに置かれており、特別な場合には行政裁判所の判決に対する上告を直接連邦行政裁判所に提起することができる(飛躍上告)。

また、連邦と州の紛争や州と州の紛争で憲法上の問題がない公法上の事件、あるいは結社法に定められている内務大臣の結社禁止を原因とする訴え等については、連邦行政裁判所が第一審又は最終審として判断をする。

第一審の州行政裁判所では、3人の職業裁判官と2人の名誉職裁判官で構成される合議体又は1人の職業裁判官により裁判を行う。また、高等行政裁判所では、3人又は5人の職業裁判官により審理されるが、州の立法により、5人の裁判官(うち2人は名誉職裁判官)とすることが認められている。連邦行政裁判所では、通常5人の職業裁判官で審理されるが、連邦公務員の分限及び懲戒事件を審理するときは、3人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官により審理される。

ウ 社会裁判所(Sozialgericht)

主として健康保険、失業保険、年金保険等の社会保険等に関する公法上の紛争事件を取り扱う。

第一審の社会裁判所では、1人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官により、高等及び連邦社会裁判所では、それぞれ3人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官により審理される。名誉職裁判官は、保険加入者及び保険医等から選出される。

エ 財政裁判所(Finanzgericht)

通常裁判権に属する財政経済犯罪事件の判決がある場合を除き、租税に関する公法上の紛争事件を一般的に取り扱う。

財政裁判所は二審制であり、第一審の財政裁判所では、1人の職業裁判

官により審理される場合を除いて3人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官により審理され、連邦財政裁判所では、原則として5人の職業裁判官により審理される。

2. 裁判官

裁判官は州又は連邦と特別な関係にあり、一般の公務員とは異なる官職とされている。裁判官は独立した地位にある。

(1) 職業裁判官 (Berufsrichter)

職業裁判官に任命されるためには、二つの国家試験（第一回国家試験及び第二回国家試験、後述の第4「法曹養成制度」の項を参照。）に合格しなければならない。第二回国家試験の合格者は、当初、試用裁判官 (Richter auf Probe) として任命され、3年ないし5年後に終身裁判官に任命されており、いわゆるキャリアシステムが採用されている

連邦憲法裁判所の裁判官は、1任期12年で退官し（ただしその任期中に68歳に達したときはその月の末日に退官。）再任はない。それ以外の裁判所の裁判官の定年は65歳である。

連邦の各最上級裁判所の裁判官の任命については、担当大臣が各州の担当省と連邦議会から選出された16人の委員（基本法第95条第2項）から成る裁判官選考委員会と共同で決定する。州の裁判官の任命方法については、州法によって規定されている。

(2) 名誉職裁判官 (Ehrenamtlicher Richter)

ドイツでは、連邦憲法裁判所以外の非常に多くの裁判所において、裁判官とともに一般人が名誉職裁判官として裁判に携わっている。名誉職裁判官は、法廷での審理や判決のための合議において職業裁判官と同様の権利や義務を有している。

区裁判所 (Amtsgericht)、地方裁判所の小刑事部及び大刑事部 (Kleine und Grosse Strafkammer) において審理に関与する名誉職裁判官は、参審員と呼ばれる。参審員は、ドイツ国籍を有する者の中から、地方自治体で作成された推薦名簿の中から選定委員会によって選ばれる。

3. 裁判官以外の裁判所職員

裁判所には、裁判官のほかに、司法補助官、文書官、執行官、警備員等の裁判所職員が勤務している。

(1) 司法補助官 (Rechtspfleger)

司法補助官は、司法補助官法によって規定された職務を独立して行う上級公務員である（なお、上級公務員は高級公務員の次のランクに位置付けられる。）。司法補助官制度は、裁判官の負担を軽減することを目的として設けられたもので、その権限は次第に拡大され、現在では、かなり広範な権限の下に、裁判官のように独立して決定を下すことができ、準裁判機関と称される。

司法補助官は、専門大学で少なくとも1年半の専門教育を含む最低3年間の研修を終えた後、試験に合格する必要がある。

その職務範囲は、主として非訟事件の分野で、後見裁判所や遺産裁判所において主要な役割を担う。不動産登記に関する決定もドイツでは区裁判所が行っており、司法補助官は、不動産競売や、破産手続及び和議手続の大部分を職務とし、また、督促決定や執行決定を発することとされている。

さらに、司法補助官は、裁判所の受付窓口や相談所にも勤務しており、刑事裁判手続や検察局においては罰金刑等の刑の執行を担当している。

(2) 文書官 (Urkundsbeamte)

文書官は、各裁判所の事務課に配属され、記録の管理、法廷での調書作成等を職務としており、司法補助官が上級公務員であるのに対し、その多くは中級公務員である。

(3) 執行官 (Gerichtsvollzieher)

執行官は、動産に対する強制執行、送達、拒絶証書の作成等を任務とするが、不動産執行には関与しない。

文書官同様の中級公務員であり、給与所得を受けるほか、手数料収入を得る。事務所は裁判所外に有しなればならず、その経費は一定の補償があるものの、自弁である。

任命は、研修を受けた公務員の中から試験によって行われる。

第2 検察官・検察局

1. 検察官 (Staatsanwalt)

検察官は裁判官に任命され得る資格を有しているが、公務員であり、職務上の命令・指示に従わなければならない。

連邦検察官は、連邦司法大臣の推薦に基づき、連邦大統領により任命される。
州検察官は、州の職業裁判官と同様に任命される。

検察官は、刑事事件の訴追、公判の維持、捜査等に当たり、公判手続において公益を代表して刑罰の請求を行う。また、検察官は、捜査に当たって、被疑者にとって不利にはたらく事情だけでなく有利にはたらく事情も捜査し、かつ、滅失するおそれのある証拠の取調べに努めなければならない。

2. 検察局の補助官 (Hilfsbeamten der Staatsanwaltschaft)

検察局は、法律上、犯罪訴追のために警察の職務を行う公務員及び官庁を使用することを委ねられている。警察の職務を行うのは、特別の強制権限（緊急を要する場合の搜索・差押命令の発付権限等）を有する検察官の補助官とその他の警察官（その権限が、仮逮捕に関する権利等に限定。）である。

3. 司法補助官

裁判所同様、検察庁にも司法補助官が配置されている。

4. 検察局 (Staatsanwaltschaft)

検察局は、通常裁判権に属する各裁判所に設置される行政官庁であるが、刑事法や秩序違反の分野では裁判官とともに、司法権の行使に携わることから、司法機関の一部門という立場で、適正な判決を見いだすという任務を遂行することによって裁判所に協力しているが、裁判所からは完全に独立している。

連邦検察官は、連邦検事総長 (Generalbundesanwalt) を含めて連邦司法大臣の、州検察官は、各州司法省の監督下に置かれる。

第3 弁護士・弁護士会

1. 弁護士 (Rechtsanwalt)

(1) 職務

弁護士は、裁判官同様、第二回試験に合格していなければならない。あらゆる法分野において独立して助言や代理を職業として行う。

地方裁判所以上の裁判所の民事事件では、当事者は、弁護士を代理人として代理させなければならない（区裁判所でも離婚事件等では同様に弁護士強制が採用されている。これに対し、労働裁判所、行政裁判所、高等行政裁判所、社会裁判所、高等社会裁判所及び財政裁判所では、弁護士あるいは代理

人強制制度は採られていない。) 民事事件ではそれぞれの裁判所から代理人として許された弁護士のみが地方裁判所、高等裁判所及び連邦通常裁判所に出廷でき、審理を遂行できる。刑事事件では弁護士はどの裁判所でも弁護人として出廷できる(しかし近年の法改正により、会社組織で弁護士業務が行えるようになり、所属する個々の弁護士ではなく当該組織自体が複数の地裁・高裁で民事訴訟の代理人となることが可能とされた。)

必要的弁護人や訴訟費用救助によって選任された弁護士は、国庫に手数料を請求する権利がある。敗訴当事者は弁護士に弁護士費用全額を払うとともに、国に対し、立て替えてもらった弁護士費用を支払わなければならない。

(2) 弁護士費用

ア 訴訟費用援助(Prozeßkostenhilfe)

十分な資力を有しない者も訴訟手続を利用できるようにするための制度である。日本と異なり、ドイツでは弁護士費用も法定され、訴訟費用に含まれているので、訴訟費用援助の対象となる。分割払いが認められることも特徴である。

イ 権利保護保険(Rechtsschutzversicherung)

訴訟費用の填補を目的とした保険で、広く普及している。

(3) 法律相談救助(Beratungshilfe)

法律家に、専門的な助言を受けることができる制度である。区裁判所の司法補助官あるいは弁護士によって行われる。区裁判所は、ただちに解決できないような相談(当該相談自体は無料)の場合には、認可証を発行し、これを持つことで、当事者は、相談する内容如何にかかわらず弁護士に 20 マルクを支払えば相談をすることができる。

2. 弁護士会

弁護士は、単位弁護士会に登録しなければならない。強制加入の弁護士会の全国組織である連邦弁護士会(Bundesrechtsanwaltskammer、単位会は高裁単位)及び任意団体である弁護士会の全国組織であるドイツ弁護士連盟(Deutscher Anwalt Verein、単位会は区裁単位、組織率は約 51 %)がある。

第4 法曹養成制度

司法試験制度、法曹養成制度に関しては、連邦法が定めているほか、詳細は各州法に定められている。司法試験、法曹養成は各州により行われている。

専門的な法律職の資格を得ようとするならば、以下の二回の試験に合格し、完全法律家(Volljurist)となる必要がある(資格の一元化:統一法曹、Einheitsjurist)。

なお、裁判官・検察官・弁護士のほかに法曹資格を要する重要な職種としては、公証人(Notar)がある。

法曹の資格要件は次のとおりである。

州立大学法学部において、ほぼ4年以上の課程を修了後、第一回試験(Referendarexamen)に合格すること。

この第一回試験が日本の司法試験に相当する。1998年における合格者は1万2,392人で、合格率は69.28%であった。

約2年間の司法修習を終えること。

条件付任用の公務員の身分を有する司法修習生(Referendar)に任命され、給与が支給される。この期間は、準備勤務(Vorbereitungsdienst)と称され、裁判所、検察局、弁護士事務所等のほか、立法機関や民間企業、労働組合、在外公館等で研修することもできる。

第二回試験(Assessorexamen)に合格すること。

1998年の合格者は9,761人、合格率は86.54%であった。第二回試験の成績は、その後の進路に強く影響し、裁判官、弁護士等として勤務するためには、上位3分の1程度に入る必要がある。

第5 裁判手続

1. 民事事件

(1) 判決手続(Erkenntnisverfahren)

当事者主義がとられ、原告が訴状を裁判所に提出することにより開始され、裁判所が訴状を被告に送達する。

裁判所は、当事者が提出した訴訟資料だけを裁判の基礎にすることができ、両当事者が裁判上の和解を結ぶこともできる。

地方裁判所、高等裁判所及び連邦通常裁判所における民事訴訟手続では、

当事者は各裁判所で許可された弁護士を代理人として選任しなければならない。

ア 主要期日 (Haupttermin)

当事者は、包括的に準備された1回の期日(主要期日)に、判決を下す裁判所の前で口頭弁論を行い、その後、判決が下されるのが原則であるが、この主要期日に向けた準備手続としては、次の二つの方法があり、裁判長が選択できる。早期第1回期日及び主要期日においては、必要に応じ、証拠調べも行われる。

(ア) 早期第1回期日方式

できるだけ早い時期に第1回期日を指定し、この期日において争点整理を行った上、引き続いて指定する主要期日に集中証拠調べを実施して事件を処理する方式である。

(イ) 書面先行手続方式

期日指定をしないまま当事者間の書面交換により争点整理を行い、その結果を踏まえて、1回の主要期日により事件を処理する方式である。シュトゥットガルト方式と呼ばれ、1977年に施行された簡素化法により採用された。

イ 上訴

区裁判所や地方裁判所の判決に対しては控訴が許されるが、訴額が1,500マルクを超えない区裁判所の判決に対しては控訴することができない。

高等裁判所の判決に対して上告することができるが、6万マルクを超えない場合には、高等裁判所が上告を許可した場合のみ上告することができ、6万マルクを超える場合でも連邦通常裁判所は上告の受理を拒絶することができる。

控訴審では、申立ての限度で新たに審理を行う。必要であれば新たな証拠調べ(証人尋問や書証提示等)も行われる。

これに対し、上告審は、控訴審においてなされた判断を法的観点からのみ判断する法律審であり、原審の判断が法令違背や手続違背に当たるかどうかを調査する。

(2) 督促決定 (Mahnbescheid)

当事者間に争いがないと期待される金銭債権に関する事件について、口頭

弁論を経ずに債務名義を与える手続である。区裁判所が管轄する。

異議が出たときは、通常の民事訴訟事件に移行する。

2. 行政事件

行政裁判所における手続は、行政裁判所法の定めに従い行われる。行政行為の取消訴訟及び義務付け訴訟は、予め行政行為の合法性及び合目的性について、行政機関による事前判断を受けた後でなければ訴えを提起することはできない。

3. 刑事事件

犯罪捜査手続、公判準備手続及び主要手続から成る。

(1) 捜査手続(Ermittlungsverfahren)

検察官が刑事警察員の助力を得て行う。強制捜査には原則として裁判官の命令が必要である。

捜査の結果、有罪判決を得る可能性がない場合には、不起訴処分となるが、事実につき十分な証拠がある場合には、日本とは異なり、原則として検察官は公訴を提起しなければならない(起訴法定主義)。

(2) 公判準備手続(Eröffnungsverfahren)

中間手続(Zwischenverfahren)とも呼ばれる。

起訴状が提出されると、裁判所が起訴事実につき審査し、公判を開始するかどうか判断する。

(3) 主要手続(Hauptverfahren)

公判(Hauptverhandlung)の準備及び公判そのものが行われる。

公判では、裁判所は、検察官及び被告人の主張に拘束されず、実体的真実解明のため、職権で審理を進める。

我が国とは異なり、公訴提起と同時に、一件記録が裁判所に送付され、裁判官は、その記録を精査してから公判に臨むが、判決に用いることのできる証拠は、公判で裁判所が直接取り調べた証拠に限定され、原則として書証は利用できない。

法律で定められている一定の要件を充たした場合には、弁護人の選任が必要となり、弁護人が選任されていなければ国選弁護人が付けられる。

公判手続は、事件の呼上げ、裁判長による被告人の定質問、検察官による起訴状朗読、黙秘権等の告知、事件についての被告人質問、

証拠調べ（証人尋問） 最終弁論及び 判決の言渡しの順序で行われる。

(4) 参審員の選出とその職務

参審員は、25 歳以上 70 歳未満のドイツ国民であることが必要である。参審員は、まず、地方自治体が、地裁所長により各地域に割り当てられた人数の 2 倍以上の推薦者を登載した推薦名簿を作成し（同名簿には、各議会の議員定数の 3 分の 2 以上の同意が必要。）区裁判所において、住民から選出された委員等から構成される参審員選定委員会が開催されて選出される。参審員が参加する場合には、参審員は、職業裁判官同様、被告人等への質問権を有する。判決及び決定についても同等の議決権を有するが、職業裁判官のように、事前に起訴状や一件記録を閲覧することはできない。

(5) 上訴

区裁判所の判決に対して、法的観点からのみ上訴が請求されている場合には、高等裁判所で審理することができ（飛躍上告）地方裁判所及び高等裁判所が第一審として言い渡した判決に対しては、控訴ではなく上告によってのみ上訴できる。その限りでは刑事裁判は二審制である。この場合、上告審としての連邦通常裁判所は、第一審で認定された事実に拘束され、法令違背のみを判断する。

4. 家事事件

婚姻関係事件及び親子関係事件等の家事事件は、民事訴訟法の中に規定されているが、通常の民事訴訟手続とは異なり、大幅に職権主義が取り入れられている。

少年の保護が問題となる場合には、判断に際し、少年保護局(Jugendamt)の意見を聞かなければならない場合がある。

5. 少年事件

少年(Jugendlicher、行為時に 14 歳以上 18 歳未満である者)及び年長少年(Heranwachsender、行為時に 18 歳以上 21 歳未満である者)に対する刑事事件については、少年裁判所法が適用される。

少年保護局所属の少年審判補助機関(Jugendgerichtshilfe)が、少年の生活歴等に関する調査等を担当する。

少年に対しては、手続は非公開で、教育措置、懲戒手段又は少年刑が科せら

れる。年長少年に対する手続は原則として公開されるが、手続及び処分については少年に対するものを大幅に適用できる。

第6 裁判外紛争処理(ADR)

増加する紛争の迅速な解決及び裁判所の負担軽減のため、多様な裁判外処理が図られている。

1. 仲裁裁判所(Schiedsgericht)

紛争当事者同士の合意により、又は団体等の規約により、国家裁判権を排除した上、私的な裁判所に紛争解決を付託する制度である。

2. 仲介人(Schiedsmann)

地方自治体により選出される名誉職である仲介人が、訴訟前の紛争調停人として関与する制度である。

大都市では、公共法律情報提供及び和解所(ÖRA)と呼ばれる機関が、仲介人と同様の機能を果たしている。

3. 消費者保護のための調停所

民間の会議所、団体等により、消費者保護の観点から設けられた調停所である。著名なものとして、手工業会議所の調停所及び商工会議所の調停所、弁護士会による斡旋手続、医師会による医療過誤のための鑑定委員会等がある。

ドイツ連邦共和国の裁判所審級図

